

## 再婚禁止期間違憲訴訟最高裁判決（最大判平成 27 年 12 月 16 日）（裁判所ホームページ）

本件は、女性にのみ 6 ヶ月の再婚禁止期間を定めている民法 733 条 1 項が、性別による差別を禁じた憲法 14 条 1 項、婚姻における両性の平等を定めた憲法 24 条 2 項に反するとして、原告（控訴人・上告人）が、これを改正しない国会の立法不作為に対する国家賠償を求めたものである。

最高裁は、以下のように述べて、民法 733 条 1 項が定める 6 ヶ月（180 日）の再婚禁止期間のうち 100 日を超える部分を違憲としたが、国家賠償請求は認めなかった。すなわち、①「本件規定が再婚をする際の要件に関し男女の区別をしていることにつき、そのような区別をすることの立法目的に合理的な根拠があり、かつ、その区別の具体的内容が上記の立法目的との関連において合理性を有するものであるかどうかという観点から憲法適合性の審査を行うのが相当である」。

②本件規定の「立法の経緯及び嫡出親子関係等に関する民法の規定中における本件規定の位置付けからすると、本件規定の立法目的は、女性の再婚後に生まれた子につき父性の推定の重複を回避し、もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあると解するのが相当であり…父子関係が早期に明確となることの重要性に鑑みると、このような立法目的には合理性を認めることができる」。

③民法 772 条 1 項、2 項からすれば、「女性の再婚後に生まれる子については、計算上 100 日の再婚禁止期間を設けることによって、父性の推定の重複が回避されることになる」。この 100 日について「一律に女性の再婚を制約することは、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものではなく、上記立法目的との関連において合理性を有するものということができる」。

④これに対して、「医療や科学技術が発達した今日においては…再婚禁止期間を厳密に父性の推定が重複することを回避するための期間に限定せず、一定の期間の幅を設けることを正当化することは困難になったといわざるを得ず」、「本件規定のうち 100 日超過部分は、遅くとも上告人が前婚を解消した日から 100 日を経過した時点までには、…国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものとして、その立法目的との関連において合理性を欠くものになっていたと解され」、「憲法 14 条 1 項に違反するとともに、憲法 24 条 2 項にも違反するに至っていたというべきである」。

⑤平成 20 年には「本件規定のうち 100 日超過部分が憲法に違反するものとなっはいたものの、これを国家賠償法 1 条 1 項の適用の観点からみた場合には、…憲法の規定に違反することが明白であるにもかかわらず国会が正当な理由なく長期にわたって改廃等の立法措置を怠っていたと評価することはできず」、「国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法の評価を受けるものではないというべきである」。

なお、10 名の裁判官の個別意見において、女性に子が生まれなことが確実であるなど、父性の推定の重複を回避する必要がない場合には、民法 733 条 1 項の適用除外が認められると解するのが相当であるとされている。